

公園でのボール遊び事業
令和元年度実施報告書

令和2年4月

目次

1 事業の目的と経緯	… 1
2 令和元年度事業実施内容一覧	… 4
3 ルール看板の設置について	… 5
4 パンフレット・チラシの配付について	… 7
5 市内公園等でのボール遊び状況の実態調査	… 9
6 令和元年度船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会	… 11
7 事業に係る費用等	… 14
8 今後のボール遊びのできる公園事業について	… 15
9 あとがき	… 16

【資料編】

資料 1 個別ルール設定公園の詳細	… 17
資料 2 ボール遊び状況の実態調査結果	… 26
資料 3 委員会関係	… 29
資料 4 広報ふなばし	… 32

1 事業の目的と経緯

(1) 目的

平成 30 年度までの目的

事業を実施しながら、ボール遊びをするのに必要な公園の物理的要素やルール of 精査を進め、本事業の持続的な運営及び拡大を目指す。

ボール遊びをするのに必要な物理的要素の整理
ルールの精査完了

令和元年度以降の目的

ボール遊びのできる施設^{※1}の周知及びルールの普及を図ること、ボール遊びのできる施設が無い不足学区において対象施設を拡大すること。

※1 一部のまちかどスポーツ広場・運動広場においてもルールを守ればボール遊びが可能であるため、本事業と合わせて周知等を図る。よって本報告書では、公園以外の施設も含め“ボール遊びのできる施設”と記載する。

(2) 令和元年度事業に至るまで

平成 26 年度こども未来会議室での中学生の提案を受けて、平成 27 年度に委員会を設置。その後、公園の形や大きさの異なる 5 公園での試行や近隣住民や中学生等へのアンケートを実施し、委員会での検討を図りながら、令和元年度の事業方法に至った。

	H26	H27	H28	H29	H30
こども未来会議室	 H26 の提案後、中学生から同様の内容が複数回提案されている				
委員会					
		H27 の設置後、H28 を除き各年必要に応じて委員会にて事業内容を検討			
5 公園での試行					
			事業方法を変更しながら試行		
アンケート					
			近隣住民・市内全中学校・試行公園でボール遊びをしている子供などにアンケートを実施		
実態調査					
				5 試行公園以外の公園利用の実態を調査	

令和元年度事業へ

(3)令和元年度事業方法

新しい事業方法で運用できるか検証を行いながら事業を実施した。

《令和元年度 事業方法》

- ・ ボール遊びのできる施設に対してルールを設定し、パンフレット等で周知する
- ・ ボール遊びのできる施設が安全に運用できているか効果検証を行う

“ボール遊びのできる施設”のうち公園は、以下の3要素を満たす公園である

- ① 多目的広場の面積が概ね1,500㎡以上
- ② ネットやフェンス等が設置されている
- ③ 近隣から理解を得られる

“ルールの設定内容”(基本ルールと個別ルールを設定)

基本ルール:全施設共通のルールである



個別ルール:施設の状況に合わせたルールである

3 ページ地図の“公園ごとのルールで遊べる公園”、“まちかどスポーツ広場”
“運動広場”が対象。

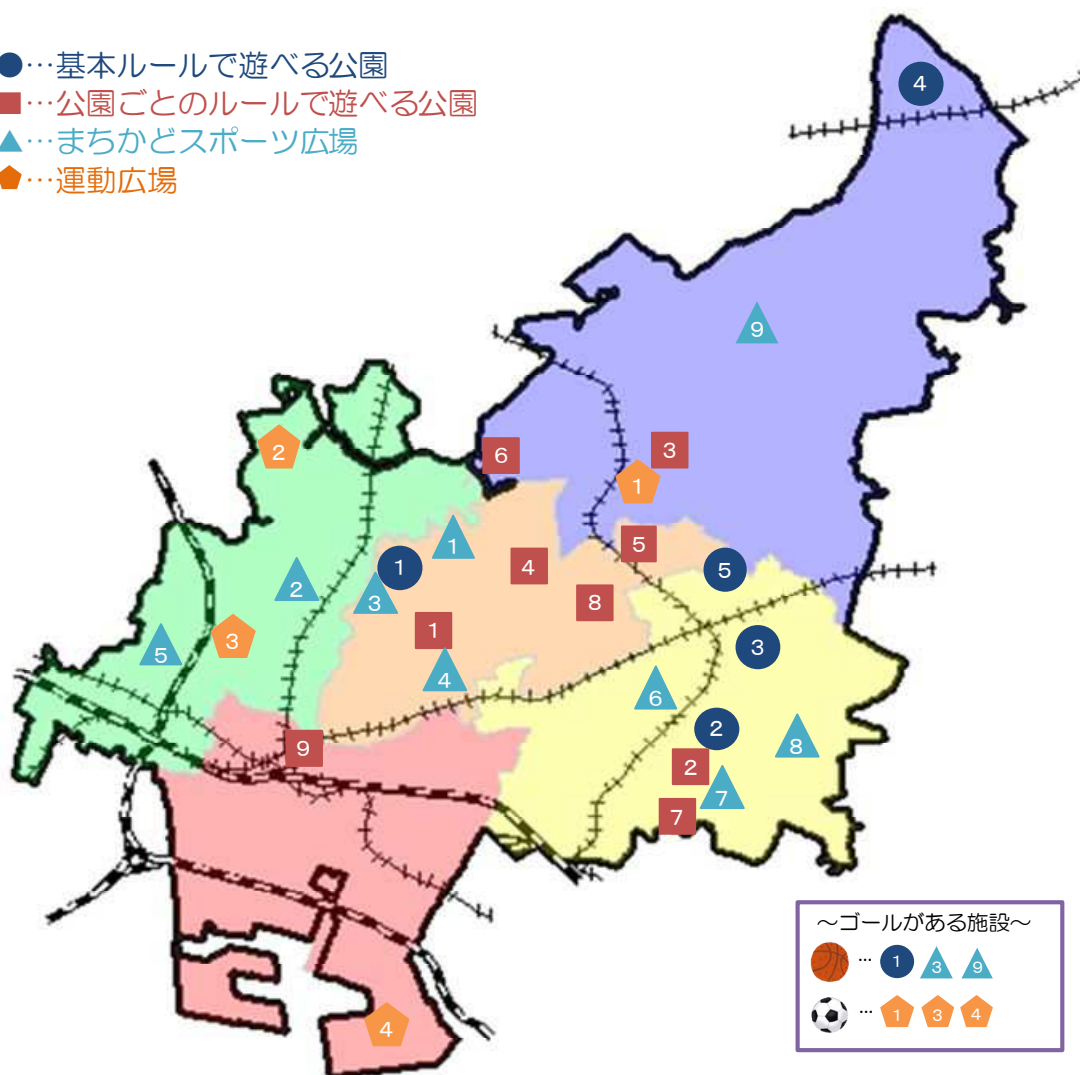
(4)経緯

平成26年7月～8月	「市長」と「中学生」が船橋の将来を語り合う「 <u>こども未来会議室</u> 」において、「 <u>ボール遊びのできる公園をつくる</u> 」という提案をうける
平成27年7月～ 平成28年2月	「ボール遊びのできる公園の設置」を目指し、有識者、市民代表等で構成する、「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」を5回開催
平成28年9月～11月	事業1年目実施 (5公園 70回開催 1,280人参加)
平成29年5月～9月	事業2年目実施 (5公園 120回開催 855人参加)
平成30年9月～10月	事業3年目実施 (5公園 78回開催 1,915人参加)
令和元年7月～	“ボール遊びのできる公園”として位置づけた公園及び一部のまちかどスポーツ広場、運動広場(合計27施設)にて本事業を実施

(5) 令和元年度事業実施施設

5ブロック行政地区にあるボール遊びのできる施設。

- …基本ルールで遊べる公園
- …公園ごとのルールで遊べる公園
- ▲…まちかどスポーツ広場
- ◆…運動広場



● 基本ルールで遊べる公園… (基) + (調)

箇所	公園名	場所
1	船橋市運動公園 (大人自由広場)	夏見6丁目4-1
2	薬円台公園	薬円台4丁目25
3	北習志野近隣公園	習志野3丁目4
4	小室公園	小室町3313
5	高根木戸近隣公園	高根台5丁目3

■ 公園ごとのルールで遊べる公園… (基) + (調)

箇所	公園名	場所
1	夏見台近隣公園	夏見台2丁目13
2	田喜野井公園	田喜野井4丁目14
3	大穴近隣公園	大穴南4丁目22
4	緑台中央公園	緑台2丁目7
5	高根木戸第3号公園	高根台3丁目1
6	二和西公園	二和西1丁目9
7	前原東6丁目公園	前原東6丁目10
8	新高根6丁目公園	新高根6丁目25
9	天沼弁天池公園	本町7丁目16

◆ 運動広場… (基) + (調)

※利用予約が入っていない場合に使うことができます

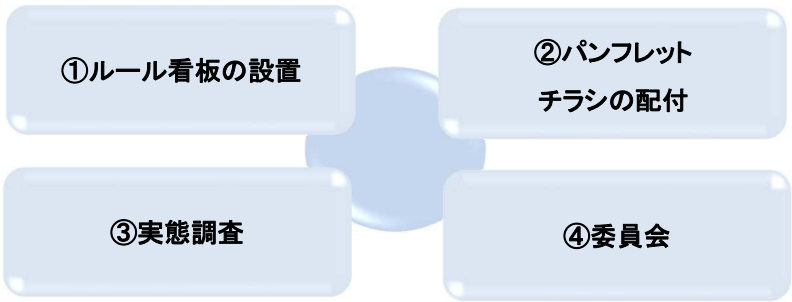
箇所	公園名	場所
1	大穴多目的運動広場	大穴町644-18
2	藤原運動広場	藤原7丁目37
3	行田運動広場	行田2丁目11-1
4	高瀬下水処理場上部 運動広場(タカスポ)	高瀬町56-1

▲ まちかどスポーツ広場… (基) + (調)

箇所	公園名	場所
1	金杉	金杉3丁目23
2	旭町	旭町1丁目4
3	夏見台	夏見台5丁目15
4	北谷津川	夏見台2丁目18
5	中山競馬場古作第二駐車場	古作2丁目1
6	飯山満	飯山満町3丁目 (詳しい場所は裏面のコードを参照)
7	田喜野井	田喜野井3丁目20
8	三山	三山6丁目2
9	みのり台調整池	大穴北3丁目33

2 令和元年度事業実施内容一覧

令和元年度は以下の事業を実施した。



①ルール看板の設置について 詳細 5 ページ

近隣自治会等の意見を踏まえたうえで、新たに個別ルールを設定した 9 公園に対して新しいルール看板を設置した。

②パンフレット・チラシの配付について 詳細 7 ページ

パンフレットは公立中学校の全生徒に配付したほか、出張所・公民館等にも配架した。ボール遊びができる施設のチラシについては学区内に対象施設のある小学校の全児童に配付した。

③市内公園等でのボール遊び状況の実態調査 詳細 9 ページ

ボール遊びができる 27 施設の利用状況を調査した。また、施設でボール遊びをしている小・中学生及び施設の利用をしている大人に本事業についてヒアリングも行った。

④令和元年度船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会 詳細 11 ページ

全 2 回以下の内容で開催した。

第 1 回 日時:令和元年 5 月 27 日 10:00～11:38

議題:1.公園でのボール遊び事業平成 30 年度実施報告書について
2.今後のボール遊びのできる公園事業について

第 2 回 日時:令和 2 年 2 月 13 日 10:00～11:30

議題:令和元年度ボール遊び事業実態調査結果の報告と今後の方向性について

[令和元年度実施スケジュール]

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
①				● 設置								
②	対象公園の近隣自治会・ 町会に事業説明		● 作成・印刷	● 配付・配架								
③			調査準備			実態調査		分析				
④	委員会準備	● 第 1 回									● 委員会準備 第 2 回	

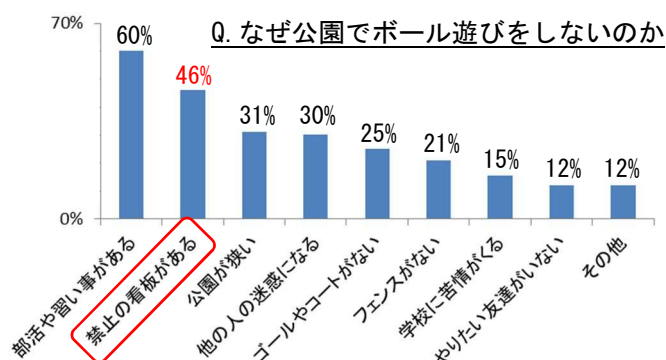
3 ルール看板の設置について

(1)実施の目的

平成 30 年度に実施した中学生へのアンケートの結果から、公園でボール遊びをしない理由として、設置してある看板が一定程度影響を与えていることがわかった。このことから、新たに個別ルールを定めた公園については、これまでの「他の人の迷惑になるボール遊び禁止」のような曖昧な表現を改め、具体的なルールが記載された看板を設置することで、公園でボール遊びをすることの遊びづらさを軽減する。

【参考】平成 30 年度実施 中学生へのアンケート結果

(ボール遊びをやったことがないが興味はある人に質問、複数回答可)



公園自体の問題について見ると「禁止の看板がある」がボール遊びをしない理由の1位であった。

(2)実施概要

個別のルールを定める必要がある公園について、近隣の住民から頂く意見や公園の特徴（形状・設備・周辺環境等）などをもとにそれぞれのルール案を設定。そのルール案と看板変更の趣旨を対象公園周辺の自治会・町会へ事前に説明し、了承を頂いたうえで新たな看板の設置を行った。

看板は主に各公園のメインの出入口 1 箇所に A0 サイズで設置し、規模の大きな公園には別途同デザインの A3 版を追加した。

また、運動公園など基本ルールを守ればボール遊びをすることができると考えられる公園も含めて、案内地図がある公園には、ボール遊び可能エリアを明示するステッカーを貼付した。

なお、まちかどスポーツ広場や運動広場は既に詳細なルールが記載された看板が設置されているため、変更は行わなかった。

看板設置箇所の詳細は資料編 1、効果の検証結果は「5 市内公園等でのボール遊び状況の実態調査」に記載する。

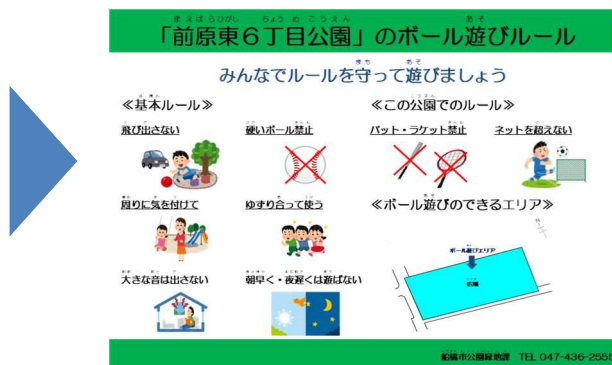


(3) 看板等デザイン

看板（例：前原東6丁目公園）

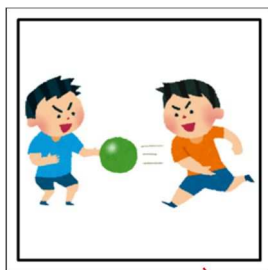


変更前【600 mm × 450 mm】



変更後【900 mm × 600 mm】

ステッカー（例：高根木戸近隣公園）



ボール遊びエリア

案内板



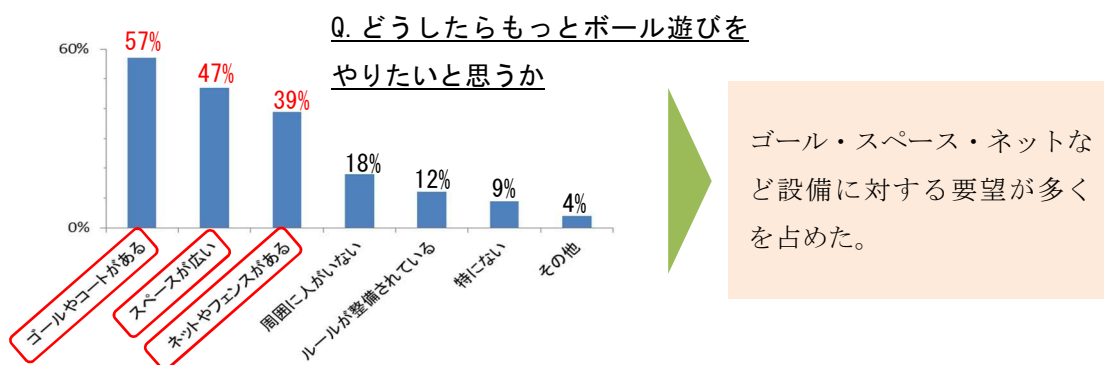
4 パンフレット・チラシの配付について

(1)実施の目的

これまでの事業の結果、日時等の制約がなく、設備等の物理的要素を満たしている公園が子供たちのニーズに合うことがわかった。

【参考】平成 30 年度実施 中学生へのアンケート結果

(ボール遊びをやったことがある人に質問、2 つまで回答可)



このことから、子供たちのニーズを満たす公園を整理してパンフレットやチラシを作成し、様々な場所で配付することでボール遊びをしたいと思ったときにどこでやれるかわかるよう対象施設の周知を図る。

(2)実施概要

対象施設が全て掲載されたパンフレットを市内全公立中学校へ配付し、公園緑地課や各出張所等の窓口に配架した。

小学生は中学生と比較して行動範囲が狭いと考えられることから、学区内に対象施設がある小学校に周辺の対象施設のみを掲載したチラシを配付した。

なお、子供たちのパンフレットやチラシの認知状況や意見については「5 市内公園等でのボール遊び状況の実態調査」に記載する。

配付物	掲載施設	対象	部数	配付先等
パンフレット	全対象施設	中学生	約 15,000 部	市内全公立中学校 (27 校/27 校)
		希望者	約 5,000 部	公民館や公園緑地課等
チラシ	学区内の対象施設	小学生	約 16,000 部	学区に対象施設のある小学校 (24 校/54 校)

(3)パンフレット・チラシデザイン

パンフレット (縦 200 mm、横 100 mm×6 面)



(表)



(裏)

【実物写真】



(表)



(裏)

チラシ (A4 サイズ)



(表)



(裏)

※配付する学校ごとに掲載する施設は異なる

5 市内公園等でのボール遊び状況の実態調査

(1) 調査目的

令和元年度より新たに看板の設置やパンフレット・チラシの配付を行ったなかで、昨年度から利用状況が変化したのか調査し、新しい事業実施方法での効果検証を行う。

(2) 調査概要

期間	7月中旬～10月末
施設数	26 施設 ^{※1}
回数	316 回（各施設 10～14 回）
方法	遊んでいる人数、グループ、遊び内容等を調査 施設で遊んでいる小中学生、大人にヒアリング
特記	市教研 ^{※2} の日にも調査を行うことで、通常の日との違いを確認

※1. 対象施設数は 27 施設だが、高瀬下水処理場上部運動広場は利用予約が入っている日が大半であったため、調査対象から除外

※2. 船橋市教育研究会（月に一度半日で授業が終わりとなる日）

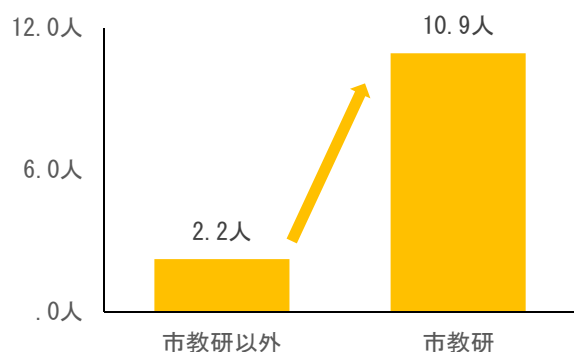
(3) 調査結果 ※一部の結果のみ抜粋（全結果は資料編に記載）

集計結果

○小中学生の合計人数が多い上位 10 公園

公園名	地区	種別	調査回数	小中学生合計	
				合計人数	平均人数
薬円台公園	東	近隣	11	114	10.4
天沼弁天池公園	南	街区	13	103	7.9
田喜野井公園	東	近隣	12	78	6.5
夏見台近隣公園	中	近隣	12	72	6.0
北習志野近隣公園	東	近隣	11	58	5.3
運動公園	中	運動	11	56	5.1
二和西公園	北	街区	12	55	4.6
みのり台調整池まちかどスポーツ広場	北	その他	14	59	4.2
前原東6丁目公園	東	街区	12	48	4.0
高根木戸第3号公園	中	街区	14	51	3.6

○市教研とそれ以外の日の比較



・市教研の日にボール遊びをする子供の数が急増。より多くの利用者にヒアリングを行うことができ、意見の詳細な把握につながった。

・令和元年度より部活動ガイドラインが施行され、市教研の日の部活動が原則禁止となったことが影響していると考えられる。

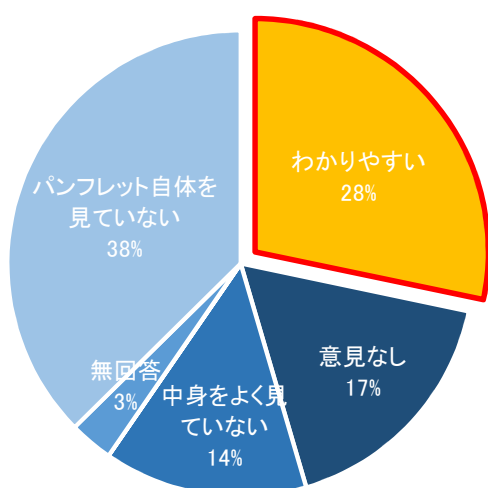
聞き取り結果

Q. 設置してある看板を見たか

公園名	小中学生合計		
	見た	見ていない	見た割合
天沼弁天池公園	48	9	84%
高根木戸第3号公園	20	11	65%
前原東6丁目公園	14	9	61%
緑台中央公園	17	14	55%
二和西公園	16	16	50%
田喜野井公園	16	21	43%
新高根6丁目公園	2	3	40%
夏見台近隣公園	9	25	26%
大穴近隣公園	1	16	6%
合計	143	124	54%

公園によって看板を見た割合に差が出る結果となった。これは、大きい公園では看板が目立たないことや看板を設置していない出入口を使っている子供がいることが原因だと考えられる。

Q. パンフレットをどのように思うか（中学生へ質問）



・「わかりやすい」と答えた中学生は3割弱であり、パンフレットの中身を見ている生徒が少ないことがわかる結果となった。

・より中見を見てもらえるようパンフレットのデザインや配付時期の再検討が必要だと考えられる。

Q. 事業についてどのように思うか（公園にいる大人へ質問）

- 「看板があると子供に注意がしやすい」
- 「看板が具体的でいい。今までは曖昧でわかりにくかった」
- 「ルールはしっかりと周知してほしい」
- 「近くの公園でもできるようにしてほしい」 等

実態調査の結果から、部活動ガイドライン施行の影響もあり、公園でのボール遊びに対する需要は高まっているものと考えられる。

一方で、ヒアリングの結果から、パンフレットや看板設置の効果が思っていたようには出ておらず、今後改善していくことが必要となる。

6 令和元年度船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会

令和元年度委員会概要

令和元年度は以下のとおり 2 回委員会を開催した。(総開催数は 9 回目・10 回目)

委員構成 ※委員の詳細は資料編に記載

有識者・学識経験者	6 名	市職員(関係各部長等)	5 名
市民代表	5 名	合計	16 名

第 1 回 日時:令和元年 5 月 27 日 10:00～11:38

場所:職員研修所 501 研修室

議題:公園でのボール遊び事業平成 30 年度実施報告書について
今後のボール遊びのできる公園事業について

第 2 回 日時:令和 2 年 2 月 13 日 10:00～11:30

場所:職員研修所 501 研修室

議題:令和元年度ボール遊び事業実態調査結果の報告と今後の方向性
について

(1)第1回委員会

平成 30 年度実施報告書について報告を行った後、今後のボール遊びのできる公園事業について事務局案を示し、意見を頂いた。

今後のボール遊びのできる公園事業について

- ①: ボール遊びができる施設及びルールを記載したパンフレット等を配付する
- ②: 新たにボール遊びのできる公園と位置付けた公園にルール看板を設置する
- ③: ①・②の効果検証をする

委員会要点

①パンフレットについて

- ・「こども未来会議室」での中学生の提案がもとになって始まった事業であることを目立つように記載する
- ・ゴールのある施設はアイコン等でわかりやすくする

②ルール看板について

- ・看板のサイズを大きくする
- ・看板を認識してもらえるように、文字、イラストなどを目立たせる

③効果検証について

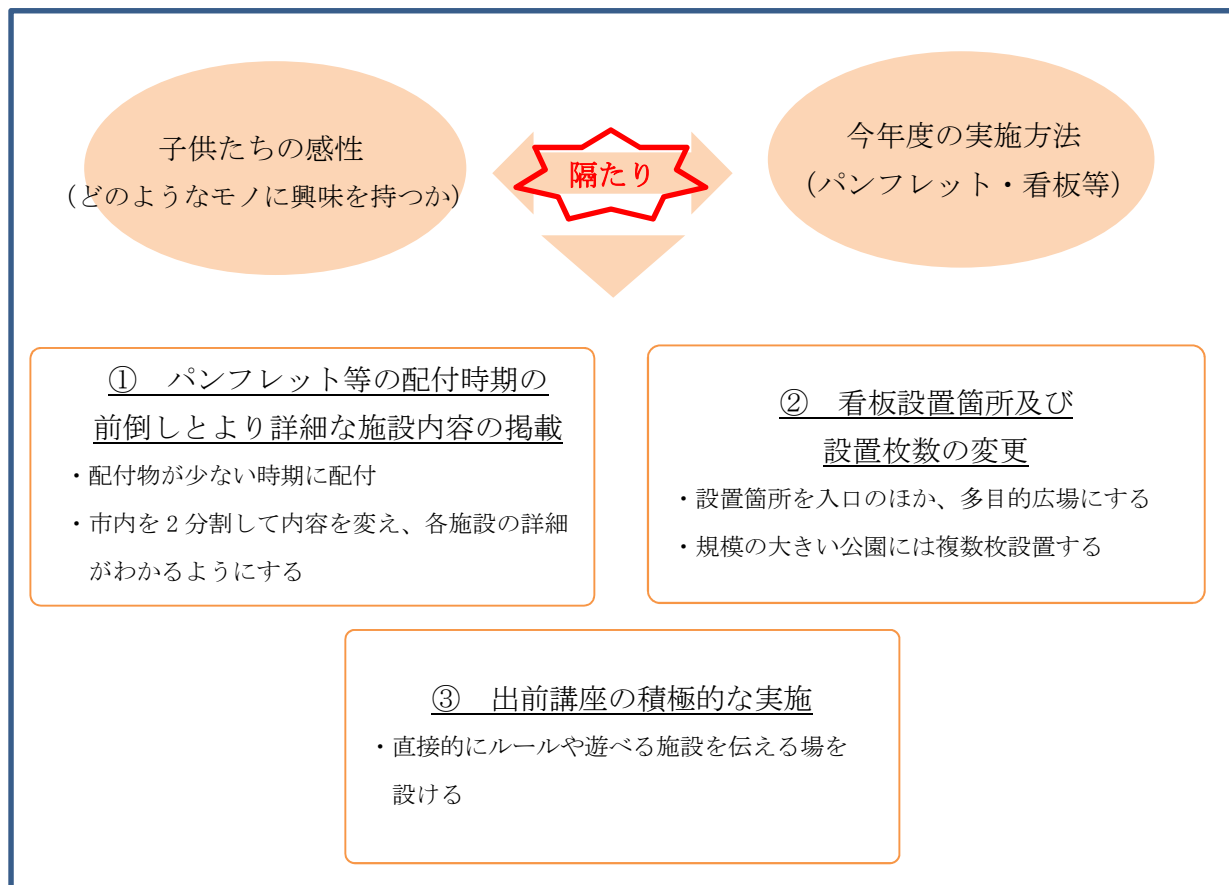
- ・実態調査を実施し、子供、大人に本事業のヒアリングを行う

委員からの意見を踏まえ、各事業を実施

(2)第2回委員会

今年度のボール遊び事業の概要を説明した後、9～10ページ記載の実態調査結果から以下の議題をあげ、各委員から意見を頂いた。

議題 1: 子供たちに本事業の周知度を高めていくのに効果的なこと



議題 2: 現在と条件の異なる施設で本事業を実施するのに検討すべきこと

現在	
多目的広場面積	概ね 1,500 m ² 以上
ネット・フェンス	設置あり
近隣住民	理解を得られる

施設不足地区での候補施設	
多目的広場面積	概ね 1,000 m ² 以上
ネット・フェンス	設置なし ※一部公園あり
近隣住民	理解を得られる

委員意見一覧

議題	委員意見
議題 1：子供たちに本事業の周知度を高めていくのに効果的なこと	パンフレットを地区ごとに分けて作るなど、各施設の情報があ る程度詳しく分かると良い
	パンフレットは「こども未来会議室」の授業をやる前の 5 月頃に 配付するのが良い
	「こども未来会議室」の授業の導入用資料として、パンフレット を活用すると、子供たちは自分たちの提案がかたちになるこ とを認識するので、より主体的に物事を考えるようになる
	ボール遊びのできる施設を紹介したポスターを学校の昇降口 など子供たちの目に付く場所に掲示すると良い
	ポスターの作成は、美術部、生徒会などの子供たちに協力し てもらえると良い
	中学生が小学生向けに PR するようなポスターを作っていくと、 双方に周知できるので良い
議題 2：現在と条件 の異なる施設で本事 業を実施するのに検 討すべきこと	町会に回覧するなど大人への周知も必要ではないか
	ルール看板は、公園の出入口付近ではなく、ボール遊びをし ている場所に設置してはどうか
	ボール遊びのできる施設の拡大は地区や地域によって異なる 問題等が出てくると思うが、条件が合うところからぜひ広めてほ しい
	公園以外の調整池などもボール遊びのできる施設として活用 できるのであれば検討してほしい
	西部など対象施設が不足している地区にも、候補公園を精査 してほしい

委員会要点

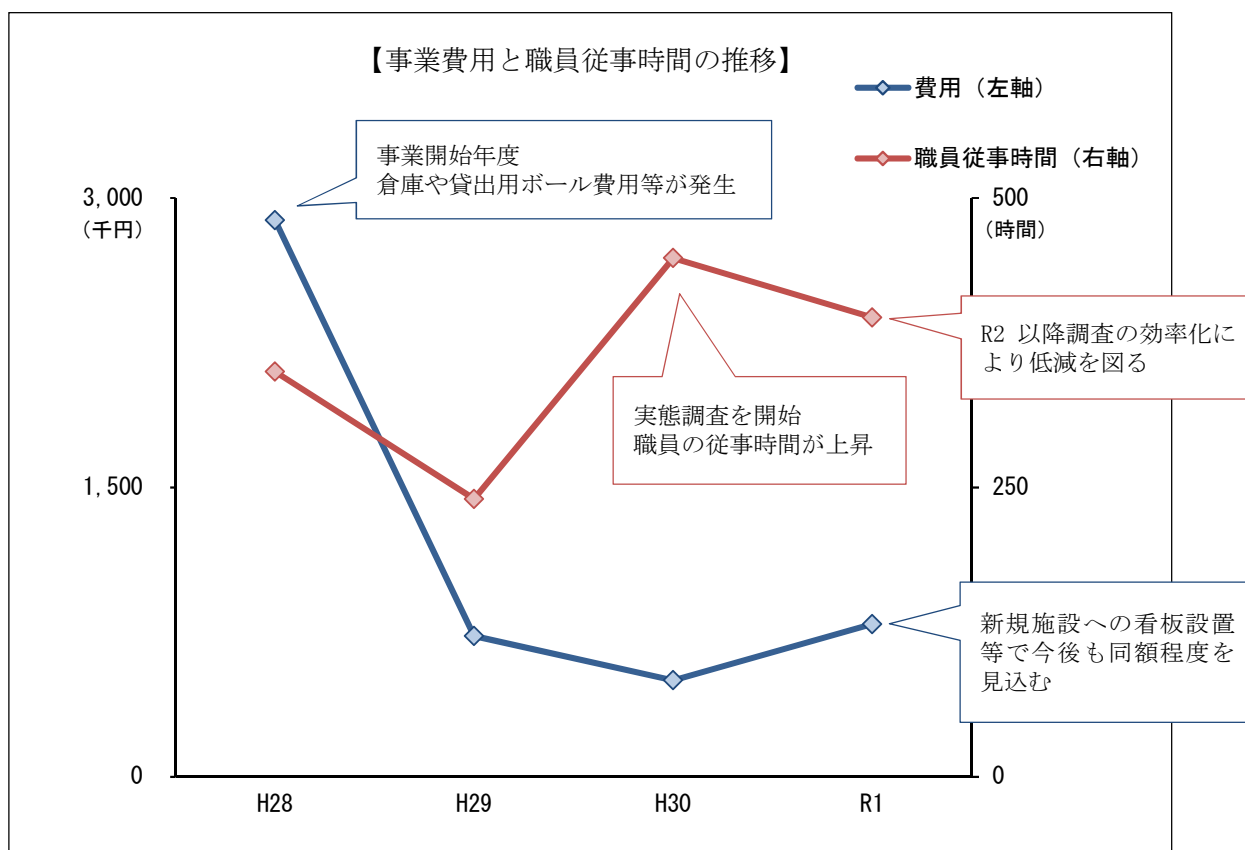
- ・パンフレットは地区ごとに分けるなどして、各施設の詳細が分かるような内
容に変更する
- ・各学校の遊べる施設を載せたポスターを作成する
- ・「こども未来会議室」の授業の導入用資料として、パンフレット等を活用して
いく
- ・地区ごとの施設の偏りを把握しながら、対象施設を拡大していく

各事業を実施し、来年度委員会にて報告予定

7 事業に係る費用等

本事業について、過去4年間に費やした費用及び職員の従事状況について以下のとおり整理する。

		H28	H29	H30	R1
費用 (円)	みまもり役	574,560	683,220	500,616	0
	備品等購入	2,309,940	46,440	0	0
	パンフレット印刷	0	0	0	293,760
	看板印刷	0	0	0	498,096
	総額	2,884,500	729,660	500,616	791,856
職員従事時間(時間)		350	240	448	397



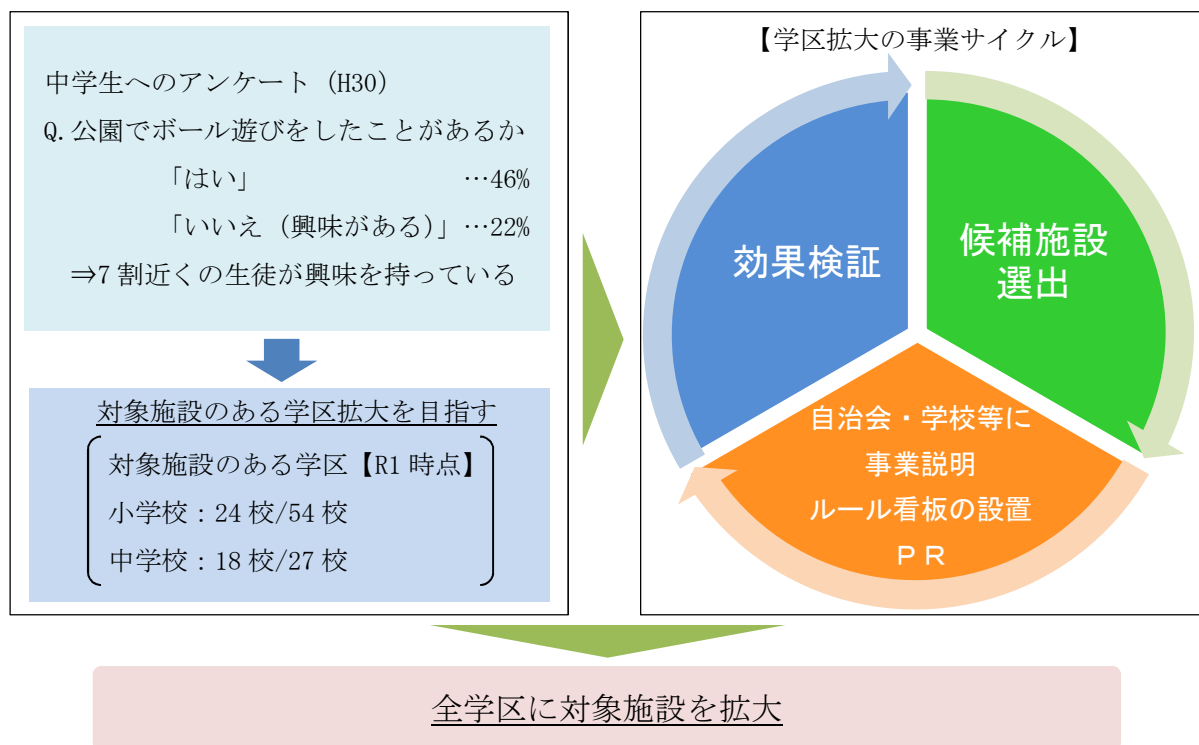
令和元年度より事業方法変更に伴うパンフレット及び看板に関する費用が発生している。

今後はボール遊び対象施設を拡大していくことが目的であるため、新たな対象施設へのルール看板設置やパンフレットの変更費用として令和元年度と同程度の費用を見込む。また、実態調査の対象施設を絞ることなどにより職員従事時間の低減を図る。

8 今後のボール遊びのできる公園事業について

(1) 今後の事業展開

今後はボール遊びに対する子どもたちの需要を満たすために、各学区に 1 つ以上対象施設を拡大することを目指すとともに、対象施設やルールへの周知を図る。事業実施状況については委員会で報告を図るとともに、公園緑地課 HP 等で周知していく。



まとめ

近年、多種多様な公園利用により様々な制限がかかるなか、自治会等の協力により、ボール遊びができる施設を設置することは、子供・大人双方にとって公共空間を利用する際のモラルの創出につながる。そして、異なる立場の利用者がいることを考えるきっかけともなる。また、「こども未来会議室」授業の教材として本事業を紹介していく予定もあり、教育の観点からも活用が期待できる。中学生は、自分たちの考えを実現するために、大人が様々な検討・調査を行っていることを認識し、市の事業としてかたちになることを実感することで、物事を積極的に考えていく力の育成につながっていく。

子供たちの自主性の教育

本事業を活用して子供たちの自主性を育てる

公共空間におけるモラル創出

異なる立場の利用者がいることを考えるきっかけにつながる

ボール遊び事業の継続

持続的な運営及び不足学区において対象施設の拡大を目指す

9 あとがき

船橋市におけるボール遊び事業について

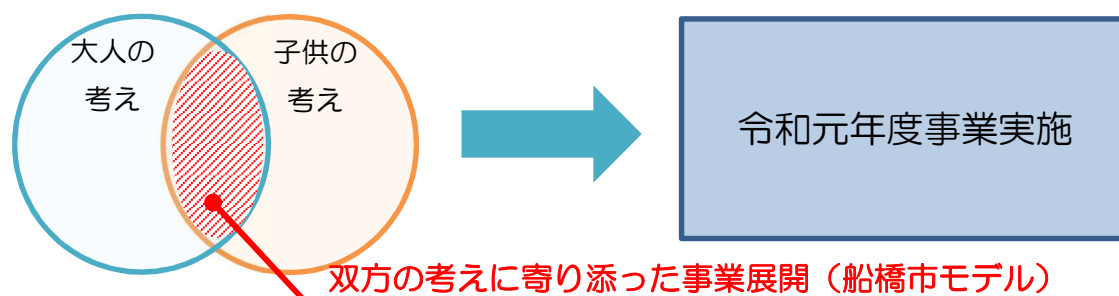
本市ではこれまで、公園でのボール遊びについて、有識者等を集めた検討委員会を設置し、様々な角度から検討を進めてきました。

その検討結果から見てきたことは、子供たちは「フェンスなどの設備がある公園」を求めていること、近隣住民は「ルールや決められた範囲を守るのであればボール遊びをさせてあげたい」と考えていることでした。

こうしたことから、令和元年度より、子供たち・近隣住民双方の考えに沿うような事業の形として、「個々の公園状況に合わせた明確なルールを策定し、子供たちが求める設備を備えた公園を周知する」という事業展開を実施することとなりました。ボール遊びができる施設のパンフレット配付及び新たなルール看板の設置により、近隣住民からは「ルールが明確になったことで、子供たちに注意がしやすくなった」、子供たちからは「ルールがはっきり書いてあるので、ボール遊びがしやすくなった」との声が聞かれ、双方の意見に沿った「船橋市独自のモデル」としてこの事業を整備することができました。

この事業のポイントは新たなフェンスの設置などハード面の整備は行わないことにあります。ハード面を整備すれば物理的にはボール遊びが可能となりますが、それでは公園の都市景観としての機能を損ねてしまうだけでなく、本当の意味で子供たちと近隣住民双方の理解を得た事業とはなりません。そうした思いから、これまで、子供たちと近隣住民がそれぞれの考えをお互いに理解し合うことや、子供たちがボール遊びのルールを守る気持ちの醸成などソフト面の整備を目指して粘り強く事業を継続してきました。

今年度に確立した事業方法でも子供たちへの周知がいまだ不十分であるなど、課題は多くあります。今後も子供たち・近隣住民双方との丁寧な対話を継続し、事業方法を逐次改善していくことで船橋市のボール遊び事業を根付かせていきたいと考えています。



資料1 個別ルール設定公園の詳細

夏見台近隣公園（近隣公園：公園面積 12,561 m²）



看板設置位置及びボール遊びエリア

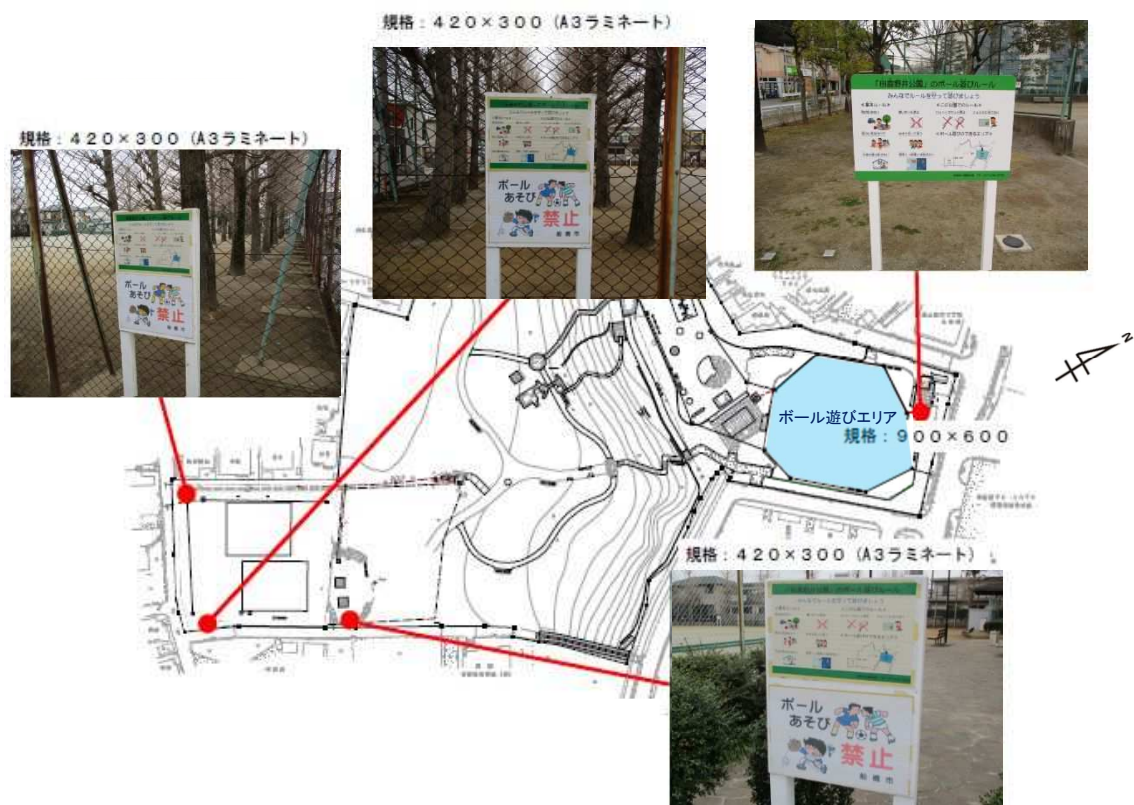


資料1 個別ルール設定公園の詳細

田喜野井公園（近隣公園：公園面積 18,017 m²）



看板設置位置及びボール遊びエリア



資料1 個別ルール設定公園の詳細

大穴近隣公園（近隣公園：公園面積 17,686 m²）



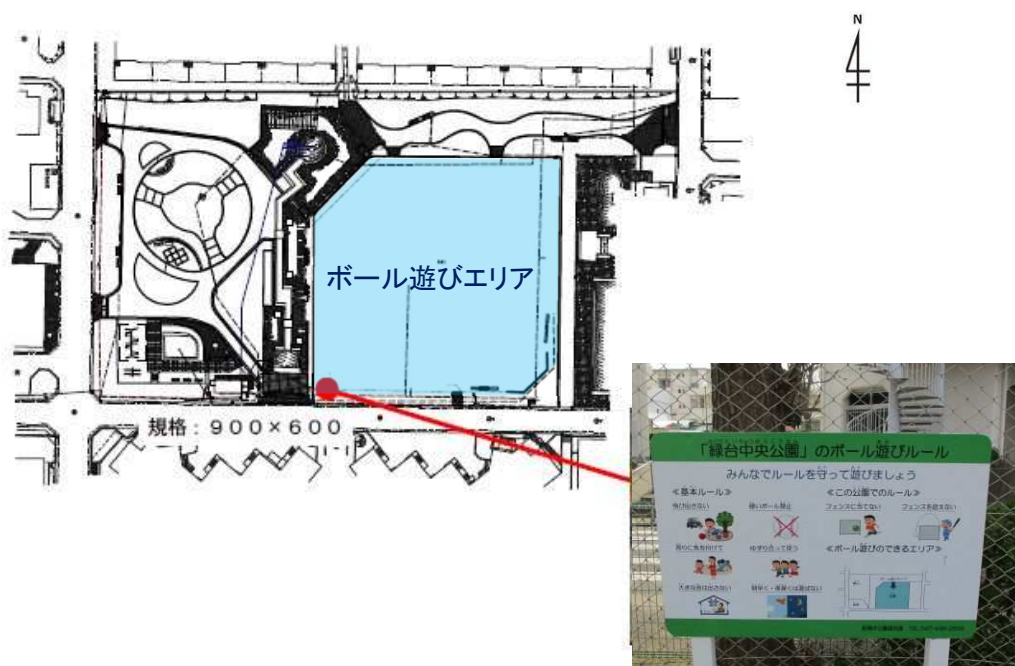
看板設置位置及びボール遊びエリア



資料 1 個別ルール設定公園の詳細

綠台中央公園（街区公園：公園面積 8,240 m²）

看板設置位置及びボール遊びエリア



資料1 個別ルール設定公園の詳細

高根木戸第3号公園（街区公園：公園面積 8,023 m²）



看板設置位置及びボール遊びエリア



資料1 個別ルール設定公園の詳細

二和西公園（街区公園：公園面積 6,529 m²）



看板設置位置及びボール遊びエリア



資料1 個別ルール設定公園の詳細

前原東6丁目公園（街区公園：公園面積 1,393 m²）



看板設置位置及びボール遊びエリア

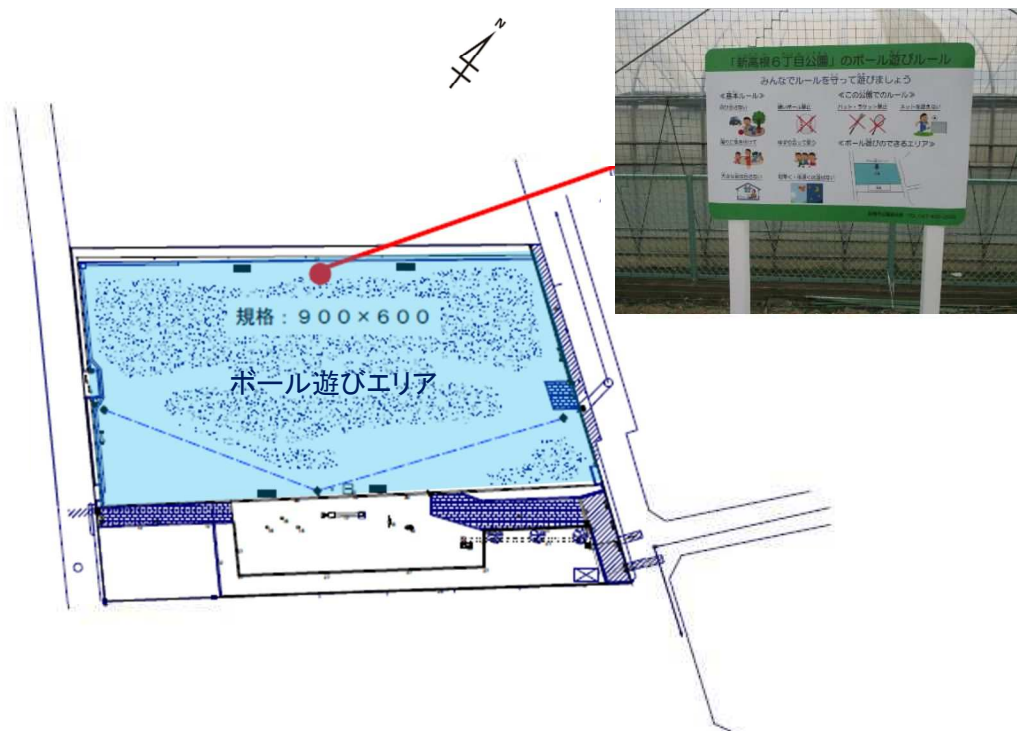


資料1 個別ルール設定公園の詳細

新高根6丁目公園（街区公園：公園面積 1,605 m²）



看板設置位置及びボール遊びエリア



資料 1 個別ルール設定公園の詳細

天沼弁天池公園（街区公園：公園面積 9,451 m²）



看板設置位置及びボール遊びエリア



資料２ ボール遊び状況の実態調査結果

実績

全施設実績（小中学生の平均人数が多い順に記載）

公園名	地区	種別	調査回数	小学生		中学生		小中学生合計	
				合計人数	平均人数	合計人数	平均人数	合計人数	平均人数
薬台公園	東	近隣	11	75	6.8	39	3.5	114	10.4
天沼弁天池公園	南	街区	13	92	7.1	11	0.8	103	7.9
田喜野井公園	東	近隣	12	54	4.5	24	2.0	78	6.5
夏見台近隣公園	中	近隣	12	50	4.2	22	1.8	72	6.0
北習志野近隣公園	東	近隣	11	49	4.5	9	0.8	58	5.3
運動公園	中	運動	11	17	1.5	39	3.5	56	5.1
二和西公園	北	街区	12	34	2.8	21	1.8	55	4.6
みのり台調整池まちかどスポーツ広場	北	その他	14	13	0.9	46	3.3	59	4.2
前原東6丁目公園	東	街区	12	40	3.3	8	0.7	48	4.0
高根木戸第3号公園	中	街区	14	46	3.3	5	0.4	51	3.6
高根木戸近隣公園	中	近隣	14	32	2.3	14	1.0	46	3.3
大穴近隣公園	北	近隣	14	12	0.9	32	2.3	44	3.1
大穴多目的運動広場	北	その他	14	16	1.1	26	1.9	42	3.0
緑台中央公園	中	街区	14	33	2.4	8	0.6	41	2.9
小室公園	北	近隣	14	3	0.2	31	2.2	34	2.4
夏見台まちかどスポーツ広場	中	その他	13	13	1.0	11	0.8	24	1.8
飯山満まちかどスポーツ広場	東	その他	13	13	1.0	6	0.5	19	1.5
北谷津川まちかどスポーツ広場	中	その他	12	12	1.0	2	0.2	14	1.2
三山まちかどスポーツ広場	東	その他	10	9	0.9	2	0.2	11	1.1
田喜野井まちかどスポーツ広場	東	その他	12	6	0.5	5	0.4	11	0.9
藤原運動広場	西	その他	12	8	0.7	1	0.1	9	0.8
金杉まちかどスポーツ広場	中	その他	13	2	0.2	5	0.4	7	0.5
新高根6丁目公園	中	街区	14	1	0.1	4	0.3	5	0.4
旭町まちかどスポーツ広場	西	その他	9	1	0.1	2	0.2	3	0.3
行田運動広場	西	その他	8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
中山競馬場駐車場まちかどスポーツ広場※	西	その他	8	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合計			316	631	2.0	373	1.2	1,004	3.2

※R2. 4. 1 に中山競馬場古作第二駐車場まちかどスポーツ広場に変更

市教研の日の参加状況

	調査回数	小学生		中学生		小中合計	
		合計人数	平均人数	合計人数	平均人数	合計人数	平均人数
市教研以外	282	415	1.5	217	0.8	632	2.2
市教研	34	216	6.4	156	4.6	372	10.9
合計	316	631	2.0	373	1.2	1,004	3.2



市教研以外

市教研

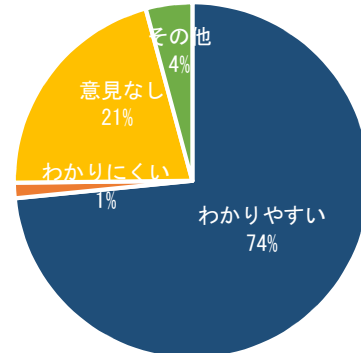
資料2 ボール遊び状況の実態調査結果

聞き取り調査結果

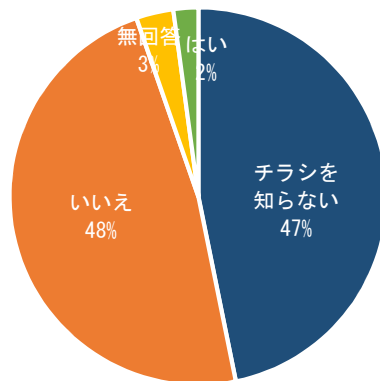
看板を見たか（小中学生に質問）

公園名	小中学生合計		
	見た	見ていない	見た割合
天沼弁天池公園	48	9	84%
高根木戸第3号公園	20	11	65%
前原東6丁目公園	14	9	61%
緑台中央公園	17	14	55%
二和西公園	16	16	50%
田喜野井公園	16	21	43%
新高根6丁目公園	2	3	40%
夏見台近隣公園	9	25	26%
大穴近隣公園	1	16	6%
合計	143	124	54%

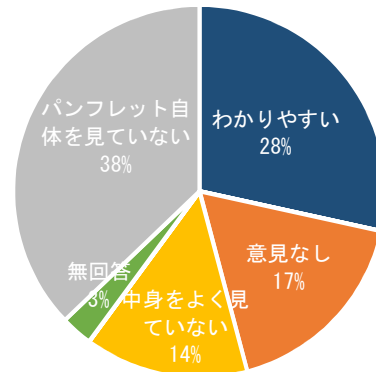
看板をどう思うか
（看板を見た子供に質問）



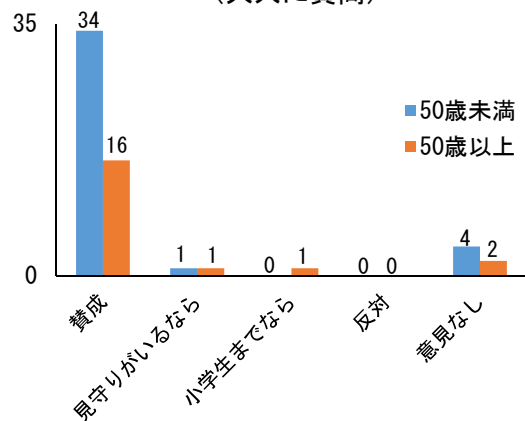
チラシを見て遊びに来たか（小学生に質問）



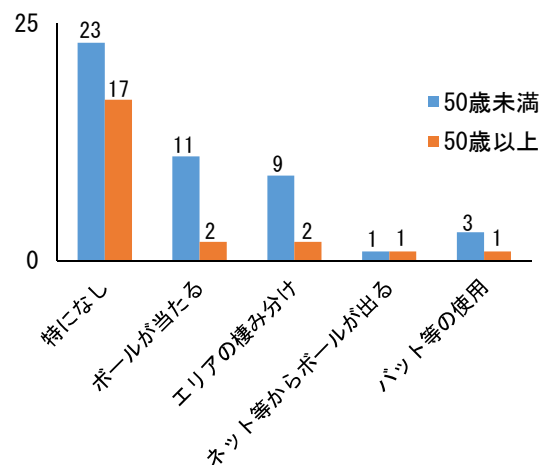
パンフレットをどう思うか
（中学生に質問）



事業についてどう思うか
（大人に質問）



ボール遊びで感じる危険な点は
（大人に質問）



資料2 ボール遊び状況の実態調査結果

事業についての意見・要望（大人に質問）

質問した施設	意見
基本ルールで遊べる公園	近くの公園でもできるようにしてほしい
	必要に応じてネット等の整備が必要ではないか
	ルールの看板を設置してほしい（小室公園）
	パンフレット等は紙を大量に使うのでやめた方がいい
	ゴールがある場所を増やしてほしい
	ボール遊びをしているとすぐに注意されて困る
	子供たちがかわいそう。もっと増やしてほしい
	あまりボール遊びをしている人を見ない
個別ルールが定められた公園	看板を見て子供に注意をしていく
	一律に禁止すると道路等でやりだして危ない
	小さい公園でもできるようにしてほしい
	ルールを守っていない人に注意がしやすい
	大人数のボール遊びはやめてほしい
	バスケットゴールが欲しい
	積極的に事業を進めてほしい
	フェンスを高くしてほしい
	もっとボール遊びが出来る公園を増やしてほしい
その他の施設（まちかどスポーツ広場等）	やる時には周りに気を付けてほしい
	もっとボール遊びが出来る公園を増やしてほしい
	従来の看板は意味を感じない
	新しいルール看板に変えていくべき
	ルールが明確になっていい
	近くの公園でもできるようにしてほしい

資料3 委員会関係（要綱）

船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 市内の子ども達から、強く要望が寄せられている「公園でのボール遊び」について、必要な事項を検討するために、「船橋市ボール遊びのできる公園検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は公園でのボール遊びについて次のことを検討する。

- （1） 公園でのボール遊びについての諸問題に関すること。
- （2） 公園でのボール遊びのあり方・実施方法に関すること。

（組織）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱または任命する。

- （1） 有識者
- （2） 自治会連合協議会推薦者
- （3） スポーツ推進員
- （4） 青少年相談員
- （5） PTA 連合協議会推薦者
- （6） 市職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。その選出は、委員の互選による。

2 会長は委員会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会は必要に応じて会長が招集し、会議を掌る。

2 委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 委員会の開催日は、開催日時、議題及びその他の開催要件について市の承認を得たのち、委員に対してあらかじめ通知し、委員の過半数以上の出席をもって会議を開くことができる。

（事務局）

第7条 事務局は都市整備部公園緑地課に置く。

（災害補償）

第8条 委員（第3条第6号に掲げる委員は除く。）の災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）に準じて取り扱うものとする。

資料3 委員会関係（要綱）

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月28日から施行する。

資料3 委員会関係（委員名簿）

	役 職	氏 名
会 長	公益財団法人千葉県スポーツ協会理事長	大 野 敬 三
副会長	船橋市自治会連合協議会副会長（東部地区）	加 瀬 武 正
委 員	千葉大学国際教養学部准教授	谷 藤 千 香
	船橋市小中学校体育連盟会長	向 笠 真 司
	船橋市自治会連合協議会副会長（西部地区）	香 取 政 弘
	船橋市自治会連合協議会副会長（南部地区）	海 老 原 勇
	船橋市自治会連合協議会副会長（北部地区）	平 川 道 雄
	船橋市自治会連合協議会副会長（中部地区）	泉 谷 清 次
	船橋市スポーツ推進委員協議会会長	野 口 俊 光
	船橋市青少年相談員連絡協議会副会長	岩 橋 泉
	船橋市PTA連合会会長	上 内 健 生
市	船橋市教育委員会管理部部長	大竹 陽一郎
	船橋市教育委員会学校教育部部長	筒 井 道 広
	船橋市教育委員会生涯学習部部長	三 澤 史 子
	船橋市健康福祉局子育て支援部部長	丹 野 誠
	船橋市建設局都市整備部部長	竹 田 光 伸

子どもたちの提案を実施！

市内でボール遊びができる 27施設等をパンフレットで紹介



問公園緑地課 ☎436-2555

市では、子どもたちにボール遊びを楽しんでもらうため、施設等とルールを整理し、パンフレットにまとめました。他の利用者の迷惑とならないよう市内の多くの公園でボール遊びを制限している中、平成26年度のこども未来会議室(※)で「ボール遊びができる公園がほしい」との提案があり、有識者や住民代表からなる委員会で検討を重ねてきました。パンフレットはマップ編とルール編で構成され、市立中学校の全生徒に配布しています。

施設等でボール遊びをする時には、各施設の看板に書いてあるルールを守って遊んでください。

■パンフレットは同課、船橋駅前総合窓口センター（フェイス5階）、各公民館・出張所・連絡所で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます。

(※)子どもたちの視点を活かした市政運営につなげていくため実施している、市長と市内中学生の意見交換会。

船橋市建設局都市整備部公園緑地課